

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」（案）の概要

1 計画の根拠

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
第2条の3第1項

2 全体的事項

(1) 計画の目標

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

(2) 計画の期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）

3 計画の対象

○配偶者等からの暴力

- ・配偶者間（事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手を含む）の暴力
- ・上記に該当しない交際相手からの暴力

○配偶者等からの暴力の関連の深い課題である特定の相手からの暴力（ストーカ一など）、性暴力

4 計画を推進するための基本的な視点

○被害者の立場に立った切れ目のない支援

○被害者及びその関係者に対する安全の確保への配慮

○県、市町村、関係機関、民間支援団体による被害者支援ネットワークの構築

5 重点施策

計画を推進するための実施施策の中から14の施策を重点施策として推進

(主な指標)

- ・配偶者暴力相談支援センター設置市町村数
20市（R3.7.1現在） → 30市（R8年度末）
- ・デートDV防止講座の実施
年20校以上

6 計画の構成（5つの基本目標と施策の基本的な方向・重点施策）

I 暴力を許さない社会づくりの推進	
1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	
2 暴力防止に向けた学校教育等の推進	<重点1 生命（いのち）の安全教育の推進>
3 若年者に対する予防啓発の推進	<重点2 デートDV防止啓発の推進>
4 子供に及ぼす影響に関する理解の促進	
5 加害者に向けた取組の推進	<重点3 加害者とならない予防啓発の推進>
II 被害者の安全確保と支援体制の充実	
1 早期発見のための取り組み強化	
2 警察における被害防止活動の推進	<重点4 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置>
3 相談体制の充実	<重点5 市町村における相談機能等強化への支援> <重点6 若年者向けの相談体制等の充実>
4 保護体制の充実	<重点7 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実>
5 外国人、障害者、高齢者への支援	
6 関係機関の支援ネットワークの充実	
7 被害者に関する個人情報の保護	
8 職務関係者の配慮と資質の向上	
III 安心して生活再建するための自立支援の充実	
1 住宅の確保に関する支援	
2 心の回復に関する支援	<重点8 DV被害者とその子供に対する心のケアの実施>
3 就業に関する支援	<重点9 一時保護施設における就業支援>
4 経済的な支援	
5 法的手続に関する支援	
6 地域における支援	<重点10 安定的な自立に向けての継続的支援> <重点11 民間団体による継続的自立支援>
IV 子供の安全確保と健やかな成長への支援	
1 早期発見と安全確保	<重点12 DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化>
2 心身の健やかな発達への支援	
3 保育・就学・学習支援	<重点13 一時保護施設における保育・学習支援の充実>
V 民間団体との連携・協働の推進	
1 民間団体との連携・協働の推進	
2 民間団体の育成・支援	<重点14 事業活動への支援>